

議会運営関係書類における押印の見直し

1 趣旨

現在国において行政手続等における押印の見直しが進められており、地方公共団体においてもその取り組みが求められていることから、本市会における通告書や会派関係の届出等の議会運営関係書類についても、押印の見直しを行います。

2 理事会協議結果（令和3年3月22日）

通告書等の議会運営関係書類はいざれも押印不要とする。

- ・要綱等の改正が必要なものは、議長決裁により改正を行う。
- ・要綱等に定めがなく、運用上押印していたものについては、市会運営委員会の決定をもって押印不要とする。